

今月のトピックス

食育の第2期、学校給食は変わるのか？ 九州、四国、中国、近畿 府県食育推進計画編

2011年3月、東日本大震災の対応の中で、食育基本法に基づく、第2期食育推進基本計画が策定され、2011年度からスタートしました。これに前後して、各都道府県や市町村が、第2期の食育推進計画の策定や第1期の見直しなどをはじめています。

第1期の5年間ですべての都道府県が食育推進計画を策定しました。また、2012年3月現在、内閣府調べで1742の市町村のうち1014市町村(58.2%)が食育推進計画を策定しています。

学校における食育の方向性を定め、地場産給食、栄養教諭、センター化、調理の民間委託化などに影響を持つ食育推進計画が現在どのような状況にあるのか、都道府県の食育推進計画の現在をまとめ確認します。

前回の第1期の際には、北海道から順番に調査報告を行いました。今回は、南の沖縄県から順番にまとめました。今回は、九州、四国、中国、近畿の23府県を取り上げます。

策定状況

23府県のうち第2期計画を策定したのが15府県、第1期期間中や期間延長の県が4県、第1期期限切れで策定中の情報があるのは2県(和歌山県、高知県)、期限切れで策定中等の情報がないのが2県(福岡県、沖縄県)です。

第2期計画を策定済み

2011年10月策定:香川県

2011年3月策定:京都府、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2012年3月策定:大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、山

口県、愛媛県

第1期計画期間中(12年度末まで・0内は策定年月)

岡山県(2007年3月)、広島県(2008年3月)、鳥取県(2008年4月)、滋賀県(2007年6月、2012年度末まで1年延長)

期限切れ

福岡県(2006年3月策定、2010年度末) 沖縄県(2007年2月策定、2010年度末)、和歌山県(2007年3月、2011年度末、策定中) 高知県(2007年3月、2011年度末策定中)

担当する部局

食育の事務局となる部局は、第1期では農政関係、厚生(健康福祉)関係が半々の状態でしたが、西日本の第2期の状況を見ると、圧倒的に厚生部局が担当することになっています。(福岡、沖縄、和歌山、高知除く)

農政 鹿児島県、宮崎県、京都府

厚生(健康福祉) 熊本県、愛媛県、香川県、山口県、広島県、岡山県、島根県、鳥取県、奈良県、兵庫県、大阪府

環境(生活安全) 大分県、長崎県、佐賀県

その他 徳島県(ブランド戦略総局)

数値目標や記述から

1 地場産給食

地場産給食の達成を数値目標にしている府県は14ありました。ほとんどが食材ベースや品目数ベースです。食材・品目数ベースでみると府県によって大きな差があります。これが数字の出し方によるものなのか、取り組みの課

題なのかは不明です。

重量ベース

鹿児島県(米、牛乳を除く、これらは100%)で70%以上
長崎県 67%

食材数・品目数ベース

宮崎県、山口県 50%以上
愛媛県、香川県 35%以上
広島県 30%に近づける
岡山県 47%
島根県 50%
京都府 30%以上
滋賀県 25%

その他

大分県 月1回食育の日で地場産使用する学校 90%
鳥取県 地産地消率60%(重量か食材数か不明)
兵庫県 重量か食材数か不明 35%

2 朝食を食べるの数値目標

国の数値目標に出ているため、朝食を食べる(あるいは欠食をなくす)という指標は16の府県に見られました。このうち、絶対値として100%(欠食0%)を出しているのが9県あります。子どもの朝食はとても大切なものですが、食事や排便など身体性に関わることがらで100%のような数値目標は、慎重にする必要があります。広島県のような「0に近づける」といった表現はひとつの参考になります。

一方、気になったのが熊本県です。数値目標で「肥満」や「やせ」などを取り上げ、児童生徒に0%の目標数値を入れるなど、身体指標や行動への数値管理の傾向が強く見られます。

鹿児島県 中高生100%で、小学生は指標なし
大分県 小中高で94~98%の目標
熊本県 幼児100%、小中高80~95%以上の目標
長崎県 児童生徒100%
佐賀県 小中学生で88%から92%の目標
愛媛県 小中学生0%(欠食)
香川県 小中学生89~93%
山口県 小学生100%
広島県 小中学生0に近づける(欠食)
岡山県 学童生88%

島根県 小中学生0%(欠食)
鳥取県 児童生徒0%(欠食)
奈良県 児童生徒100%
大阪府 児童生徒4%未満
京都府 小中学生90~95%以上
滋賀県 小学生0%、中学生3%

3 栄養教諭に関する記述

栄養教諭に関しては、今回調査した19府県のうち熊本県を除く18県で役割や配置についての記述がありました。配置拡大・促進は、6府県にみられます。

鹿児島県 小中学校等における食に関する指導の充実や学校給食の管理等を行う
宮崎県 兼務校も含めて、個別的相談指導、教科や特別活動の指導充実
大分県 栄養教諭などを中心とした校内指導体制
長崎県 食に関する指導の中心的な役割(配置拡大)
佐賀県 さらに配置拡大
愛媛県 配置促進
香川県 栄養教諭、養護教諭を中心に実態把握や個別相談、指導。
徳島県 栄養教諭の配置を倍増(50人に)
山口県 指導の充実に栄養教諭を中心とした教職員の連携、協力
広島県 配置促進
岡山県 専門性を生かした指導、家庭、学校、地域の連携、調整役としての役割
島根県 栄養教諭等を中核とした食育推進体制
鳥取県 栄養教諭や学校栄養職員等の専門家による食の指導体制の整備
奈良県 家庭科教員・栄養教諭等を並置し、教員向けに食育研修や調理を中心とした研修講師となる。栄養教諭・学校栄養職員の個別指導充実
兵庫県 学校給食管理と生きた教材として活用した食に関する指導を一体的に実施、コーディネーター
大阪府 食育支援派遣事業、栄養教諭実践モデル事業を実施。中核的な役割
京都府 指導と給食の管理を行う栄養教諭の配置拡充
滋賀県 家庭や地域との連携に中核となる

4 その他、特徴的記載

学校給食についてその他の特徴的な記述を抜き出しました。

1) 生きた教材

「生きた教材」としての学校給食を位置づけているのは11府県です。このなかで、学校給食そのものを、総合的な学習の時間や教科等に位置づけ、その意味で「生きた教材」としているところもあれば、地場産や伝統料理などをもって「生きた教材」とするといった位置づけの違いがあります。(宮崎県、愛媛県、香川県、徳島県、山口県、広島県、島根県、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県)

2) 弁当の日

学校給食に変えて、児童生徒が自分で弁当をつくる「弁当の日」について、3県が推進として位置づけています。(宮崎県、香川県、奈良県)

また、奈良県では、「自分で料理を作る中高生の割合」を数値目標に、兵庫県では「食事づくり(買物・調理・後片づけ)に参加する人の割合の増加」を数値目標にして、料理(調理)の大切さを位置づけています。

3) 食育の日

食育の日を設けるなどして、県産品食材給食の日を行うなどの記述がいくつかみられます。特に大分県では、「学校給食一日まるごと大分県」を位置づけています。これにより、地場産食材のカレーを全県一斉に食べる日などがあります。

4) そのほか

給食時間の十分な確保を愛媛県、山口県が計画に入れています。

島根県は、「調理担当者の資質の向上を図る」ことを計画に入れています。

大阪府は、中学校給食導入促進事業を行っていますが、外注弁当方式の危惧があります。

兵庫県は、学校での食育について、地域との連携、地域の人材活用を強調しています。

奈良県は、健康増進面から、「清涼飲料水の糖分量を知っている生徒の割合」を数値目標に入れています。

これらのことを踏まえ、各府県の食育推進計画について、学校給食や学校、児童生徒に関する表記を中心に整理しましたのでご一読ください。

なお、沖縄県、福岡県、高知県、和歌山県は第1期期

限切れのため割愛しています。

【46 鹿児島県】

タイトル:かごしまの“食”交流推進計画(第2次)

作成者:鹿児島県・かごしまの“食”交流推進会議

所管:農政課食育・地産地消推進班

期間:平成23年度から27年度までの5年間

●基本目標

地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現

●数値目標の一部

朝食を摂る生徒の割合

中学生(2年生)98.2%、高校生(2年生)95.8%→100%
食に関する指導の計画を作成している学校の割合(小中) 61.2%→100%

学校給食における地場産物(重量ベース)の利用割合

※米、牛乳(県産100%)は除く 67.0%→70%以上

●子ども、学校、学校給食関係記述

子どもたちの「食」に対する理解促進

・学校給食等を活かした食育を更に推進する必要があります。

・学校等における食育の充実と合わせ、家庭や地域等と連携した取組を更に展開する必要があります。

・農林水産業の体験活動等を支えている食育支援体制の充実とその活用を促進する必要があります。

学校における「食育」の指導体制の充実

ア小中学校等における食に関する指導計画の作成啓発
イ小中学校等における食に関する指導の充実や学校給食の管理等を行う栄養教諭の配置

ウ学校保健と地域保健が連携した子ども(特に思春期)の成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着の推進

地域食材や郷土料理を取り入れた学校給食の充実

ア学校給食における地場産物の活用と郷土料理の伝承の促進

イ学校給食に地域食材を供給する生産組織等の育成

【45 宮崎県】

タイトル:宮崎県食育・地産地消推進計画

作成者:県

所管:農政水産部営農支援課

期間:平成23年度から27年度の5年間

●基本目標

「いただきます」からはじめよう！みやざきの健全な食生活

●数値目標の一部

学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース) 35.6%→50.0%

食に関する指導の年間指導計画を策定し食育に取り組んでいる公立小中学校の割合 73%→100%

学校給食における米粉使用量 38.4t→42.0t

●子ども、学校、学校給食関係記述

学校給食への地場産物の活用促進

・学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、子どもが地域の産業や食文化等に関心をもったり、生産者や食に対する感謝の心を育む上で大切であることから、地元食材を活用した学校給食実施への支援を行います。

学校給食への郷土料理等の導入促進

・学校給食において、郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上で「生きた教材」として活用されるよう促進します。

学校における家庭と連携した食育の推進

・自らの「食」に目を向け、作り手や食材等への感謝の心や、食事を自ら調理・選択できる実践力を培うために、子どもたちが自分で作る「弁当の日」を家庭と連携を図りながら県内の全市町村で推進します。

学校教育活動全体を通じた指導の推進

・給食の時間における指導に加えて、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通して、食に関する指導を行うための全体計画を作成し、指導の充実を図ります。

栄養教諭による指導の充実

・学校に食育推進の要となる栄養教諭を配置し、兼務校も含めて、個別的な相談指導、教科や特別活動における指導の充実を図ります。

学校給食における地場産物の活用促進

・旬の県内産農林水産物のPRに努めます。
・地場産物安定供給のための支援を行います。
・地場産物を活用した食に関する指導の充実努めます。

[44 大分県]

タイトル:第2期大分県食育推進計画

作成者:大分県食の安全確保推進本部食育専門部会

所管:(大分県生活環境部食品安全・衛生課

期間:平成23年~27年度

●基本目標

「健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり」「次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり」うまい・楽しい・元気な大分

●数値目標

朝食を毎日食べる

小学校5年生の割合 95.5%→98.0%

中学校2年生の割合 94.2%→96.0%

高校1年生の割合 91.1%→94.0%

学校給食において、月に1回「食育の日」等を決めて、地場産物を活用し、食育に取り組む学校の割合

85.6%→90.0%

食農体験学習を実施した学校の割合

小学校92.9%→100.0% 中学校49.6%→60.0%

●子ども、学校、学校給食関係記述

学校の役割

子どもたちが望ましい食生活を実践できる力を育てる食の指導が重要です。

・幼稚園においては、先生や友達と食べることを楽しむ環境づくりに配慮し、進んで食べようとする気持ちをはぐくみましよう。また、家庭や地域と連携した体験活動を取り入れましよう。

・小・中学校及び高等学校においては、各教科及び総合的な学習の時間などを通して、家庭や地域と連携した体験活動を取り入れ、発達段階に応じた指導に取り組みましよう。

・好ましい人間関係の形成や集団生活に基づく社会性や協調性を育てる給食指導に努めましよう。

学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実

・各学校における食に関する指導を推進するために、校内体制を整備・充実するとともに、家庭や地域社会と連携を図りながら、特に家庭科、技術・家庭科、特別活動などにおいては、それぞれの特質に応じて適切に食に関する指導を行うように努めます。

・栄養教諭などを中心とした校内指導体制を整備・充実するとともに、県教育委員会や文部科学省が作成した「食に関する指導の手引き」等の活用を促します。

・栄養教諭や学校栄養職員などを対象とした「食育指導

者研修会」や、教職員を対象とした「食育実践研修会」を実施し、教職員の食に関する意識の啓発と指導力の向上に努めます。

・学校給食における地産地消の取組の一環として「学校給食一日まるごと大分県」を開催し、地域の産物を知り、地域の伝統的な食文化を大切に作る心や食物の生産などにかかわる人々へ感謝する心を育てるなどして、学校給食を通じた食育の一層の推進を図ります。

家庭と連携した食に関する指導の推進

・給食だよりなどを活用し、学校から食に関する情報を積極的に提供します。

・食に関する様々な情報を提供する場として「学校給食料理教室」などを開催し、家庭や地域と連携した食に関する指導をさらに推進します。

・食を通じた基礎的な生活習慣の確立の重要性について、小・中学校における「学力向上会議」等を通して理解を深め、一層の協力を促します。

生産者と消費者の交流促進

小中学生や学校栄養士等を養殖現場に招いて、漁場見学や意見交換等を行う取組を推進します。

地域と学校の連携(体験学習)

・各地区林業振興協議会によるしいたけ子ども料理教室を開催します。

・子どもに原木しいたけ栽培への理解を深めてもらうため、小学校、保育所と連携しながら、駒打ち体験教室を開催していきます。

・保護者や学校栄養士等を対象とした料理教室を開催していきます。

牛乳理解醸成活動の推進

学校を対象に、牛乳に関する出前・講座を継続して開催します。特に高校生に対する取組を拡大していきます。

・保護者等を対象にした、料理教室を開催します。また、父親でも作れる簡単メニュー等を提案し、家庭における父親の役割を増やしていきます。

学校を通じた県産魚に親しむ機会の創出

・「お魚家庭科出張授業」等において、子どものみならず親も対象とした料理教室を開催し、魚のさばき方など、親子で県産魚に親しむ機会を創出します。

・「お魚家庭科出張授業」や県産魚を使った給食メニューの際、家庭で簡単にできる県産魚レシピを配布し、家庭での調理体験を促します。

・魚の骨のはずし方を解説した画像や実物大の魚の姿を見せる教材を製作し、学校給食において骨付き魚を実際に食べてみるなど、児童・生徒への「見て、知って、食べる」体験を進めます。

【43 熊本県】

タイトル:くまもと 食で育む命・絆・夢プラン(熊本県健康食生活・食育推進計画)

作成者:熊本県健康食生活・食育推進連携会議

所管:熊本県健康づくり推進課

期間:平成23年度～29年度(7年間)

●基本目標

豊かな食(食生活・食文化・食環境)が持続するくまもと

●数値目標の一部

(現状値がないものは、H23調査予定)

朝ごはんを毎日食べる子どもの割合

幼児(3歳児)93%→100%

小学生(小5)90%→95%以上

中学生(中2)86%→90%以上

高校生 75%→80%以上

好き嫌いせず、なんでも食べられる子どもの割合(幼、小) →増やす

夜寝る前に間食をする子どもの割合

幼児35%→25%以下 小学生55%→45%以下

中学生70%→65%以下

(幼児、小学生、中学生)

決まった時間に食事をする子どもの割合→増やす

食事の時に空腹な状態にいる子どもの割合→増やす

早食いをする子どもの割合→減らす

正しく箸が持てる子どもの割合(幼、小) →増やす

いただきますとごちそうさまの挨拶をいつもする子どもの割合

幼児71%→90%以上 小学生→増やす

家族そろって食事をする子ども(週1日以上)の割合

幼児65%→75%以上、小50%・中35%→増やす

食べ物に感謝する気持ちを持つ子どもの割合

小学生87%、中学生74%、高校生 →増やす

肥満児の割合 幼児(3歳児) 0.4%→0%

肥満傾向児の割合 小学生(小6)10%、中学生(中3)9%、高校生(高3)9%→7%以下

痩身児の割合 幼児(3歳児) 2.7%→2%以下

痩身傾向児の割合 小学生(小6)4%、中学生(中3)

2%、高校生(高3)2%→0%

排便が毎日ある子どもの割合 幼児→増やす、小学生
54%→60%以上、中学生49%→55%以上

食事がおいしいと感じる者の割合

むぞらしか子ども期→増やす

不定愁訴が毎日ある子どもの割合

小学生13%→8%以下、中学生22%→7%以下

●子ども、学校、学校給食関係記述

食生活目標を達成するために必要な取組み(行動指針)

子どもたち

選択する力

・何をどれだけ食べたらよいか知らましよう

・食品表示の正しい見方を学びましよう

味がわかる力

・素材そのものの味がおいしいと感じましよう

・旬の食べ物を知らましよう

感謝する心

・食べ物は命の源であると知らましよう

料理する力

・食事づくりの手伝いをましよう

・自分で料理ができるようになりましよう

元気な体の調子がわかる力

・食べ物と排泄の関係を知らましよう

[42 長崎県]

**タイトル:第二次長崎県食育推進計画 いただきます元
気がさきおいしか県**

作成者:長崎県、長崎県食育推進県民会議

所管:長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課

期間:平成23年～27年度

●基本目標

健康で文化的な県民の生活・豊かで活力のある社会の
実現

●数値目標の一部

児童生徒の朝食摂取率 98.8%→100%

年間指導計画を作成している小中学校の割合

88.3%→100%

食に関する指導の手引(文部科学省作成)の活用率→
100%

学校給食における県内産品を使用する割合(重量比)

66.6%→67%

「学校給食の手引き」活用率→100%

県内3魚市場協会が実施する児童・生徒等を対象とした
魚食講習会の参加者数 1,527人→1,750人

「長崎県の郷土料理と地場産物を使った学校給食(レン
ピ集)」の活用率85.4%→100%

●子ども、学校、学校給食関係記述

指導体制の整備・充実(小・中学校)

・学校における食育を推進するため、食に関する指導の
中心的な役割を持つ栄養教諭の配置拡大を図っていく
とともに栄養教諭が行う指導を支援するため、資質の向
上のための栄養教諭研修を実施します。また、栄養教諭
免許取得のための認定講習会を引き続き開催します。

【義務教育課、教職員課】

・各学校において、食に関する指導の全体的な指導計
画を作成し、食育の一層の充実を図るとともに、栄養教
諭を中核として地域内の学校が連携協力して取り組める
ように、各市町における食育推進委員会等の整備・活用
を推進します。【義務教育課】(各市町教育委員会)

指導内容の充実(小・中学校)

・教職員や保護者、学校給食関係者等を対象に、学校
給食を通じた食育の推進について、各学校等での実践
指導の紹介等を行う研究大会を開催し、食育の重要性と
意識啓発を行います。【体育保健課】

・学習指導要領を踏まえた効果的な食育の在り方につ
いての実践的な研究を進めるとともに、各教科・領域や給
食の時間等、教育活動全体を通じて食に関する指導の一
層の充実を図ります。【義務教育課、体育保健課】(各
市町教育委員会)

・早起きして朝食をしっかりとする習慣を身に付けさせるこ
とは、学力向上を図る上でも重要な要素であることから、実
態調査を行いながらその徹底を図ります。【義務教育課】
(各市町教育委員会)

・健康教育を通して、研究を進める学校給食研究校を指
定するとともに研究発表会を実施し、その成果と指導効
果を県内各校に普及するよう努めます。【体育保健課】
(各市町教育委員会)

・学校の健康教育の一環として、食生活を支える口腔機
能の重要性を普及するため、学校歯科医、歯科衛生士
や栄養教諭による講話などの充実を図ります。【体育保
健課】(各市町教育委員会、(社)長崎歯科医師会、(一
般社団法人)長崎県歯科衛生士会)

- ・新規採用学校栄養職員を対象に研修会を実施し、健康教育の視点に立った学校給食指導に関する基本的事項について理解を深め、より適切な食育の推進が図られるよう努めます。【体育保健課】(各市町教育委員会)
 - ・校長、教頭、教諭、栄養教諭、学校栄養職員、調理員、教育委員会学校給食担当者等を対象として、研修会等を開催し、学校給食の衛生管理体制等の強化、多様な食形態への対応、食に関する指導の充実を図ります。【体育保健課】(各市町教育委員会)
 - ・肥満傾向や食物アレルギー等の児童生徒に対する個別指導については、「学校給食の手引き」を活用し、適切な対応を行うよう、学校給食関係者への啓発に努めます。【体育保健課】(各市町教育委員会)
 - ・小中学校教員を対象に、農業大学校等において農業に関する基礎研修を実施し、小・中学校の農業体験学習を推進します。【農業経営課】(各市町教育委員会)
- 体験活動を通じた食への理解の促進(小・中学校)**
- ・家庭科や給食の時間をはじめ、様々な教科や学習活動を通して、児童・生徒が、料理の作り方、用具の取扱などの技術習得や配膳の仕方、食事の作法などのマナー習得ができるよう努めます。【義務教育課、体育保健課】(各市町教育委員会)
 - ・生産者団体やボランティアグループ等が連携し、子どもの農林漁業体験や食品廃棄物の再生利用等に関する各種体験活動等を推進するとともに、体験活動に関する指導者の研修を実施します。【未来環境推進課、農政課】(各市町、各市町教育委員会、生ごみ減量化リーダーネットワークながさき、各NPO、環境関係団体、農業関係団体)
 - ・各教科や総合的な学習の時間等において、生産体験や食品の流通・処理等に関する調査活動、調理実習等の様々な体験活動を通して食に関する関心を高め、理解を深めます。【義務教育課】(各市町教育委員会)
- 地域の特色を生かした学校給食の充実(小・中学校)**
- ・学校給食に地場産物を使用し、郷土料理のメニューを実施することにより、新鮮で安全な食材を確保するとともに、児童生徒の郷土に対する愛着や理解を深めるため、「学校給食における地場産物使用推進週間」を設定し、県内一斉に取り組みます。【体育保健課】(各市町教育委員会)
 - ・地場農林水産物を学校給食へ供給するためのシステム

- ・作りに取り組む市町等を支援し、地元の特色を生かし、安全・安心な農林水産物の提供に努めます。【水産振興課、農政課】(各市町、水産関係団体、農業関係団体)
- ・県内各学校へ配布している郷土料理や地場産物を使った学校給食レシピ集を活用して、給食関係者が郷土料理等に関する理解を深め、献立への普及推進を図ります。【体育保健課】(各市町教育委員会)
- ・県産農林水産物を学校給食に利用促進するため、関係団体等が連携して学校給食メニューの開発を推進します。【水産振興課、農政課、体育保健課】(各市町、各市町教育委員会、水産関係団体、農業関係団体、(財)長崎県学校給食会、(社)長崎県栄養士会)

【41 佐賀県】

タイトル:第2次佐賀県食育推進基本計画

作成者:佐賀県

所管:くらし環境本部くらしの安全安心課 食育担当

期間:平成23年度から平成27年度

●基本目標

食を通して知識と知恵と技術とを獲得し、以て、人生を生き抜く力を付ける。

豊かで安らぎと活気に満ちた故郷づくり

●目標値の一部

朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合

小学校90.5%→92%、中学校86.3%→88%

児童生徒の共食の割合(だんらん)→増やす

学校給食における副食(おかず)の県産農林水産物の利用割合(食材数)47%→50%

●子ども、学校、学校給食関係記述

「食育がめざす方向」より

学校は、種々の場で実践される食育活動を体系付け、教育としての食育の中心となる場です。給食を通して食事マナーやコミュニケーション技術を学び、栄養素や食事と心身との関係を学習します。理科や社会科等の教育を通して、家畜や栽培植物に関する知識、食物の生産、流通、加工、販売に至る経路、食料の輸出入など、食に関する総合的な知識を身につけさせることができます。これらの学習や経験を通して、生産・流通などに関わる人々への感謝の念を育て、自分と世界とのつながりを理解するとともに、命は命をいただくことによるのみ維持されることを理解し、「命の大切さ」を実感させることも重要です。

「各分野の役割」より

教育分野では、地理・歴史・経済・生物・化学・家庭科・保健体育等の教科と連動しながら「食」を通して、基礎的な栄養学や健康に関する知識を教えるのみならず、命の尊さを理解させ、おもいやりの心を育てることが求められます。以下に例示するような事項が考えられます。

○食と体、食と心の関係の理解

食べ物から体ができ、食べ物によって体や心が調節されていることなどについて学習させます。また、食品衛生についても教えます。

○「命をいただく」ありがたさ

食べ物もまた命であること、命をいただいてのみ命をつなぐことができることを理解させます。

○食料の輸出入と国際関係の理解

食料の多くを外国に依存している現状、途上国における人口増加と飢餓、国際関係と食糧安全保障などについて学習させます。

○食料生産と環境との関係の理解

地球環境と食料生産や飢餓の関係について理解させます。

「推進体制」より

学校においては、食育を総合的かつ継続的に推進するため、小学校・中学校・高等学校に食育推進委員会や食育推進担当者を設置し、学校ごとに年間指導計画を作成することを目標として取り組んだ結果、食育推進担当の設置、食育推進計画の策定ともに100%を達成することができました。

学校給食や地域と連携した食育活動をコーディネートするものとして、平成17年に栄養教諭の制度が開始され、平成22年度には、1市町1人の配置に至りました。制度の開始期と比較して年々増加していますが、成長期における食育の重要性を考慮し、きめ細かな取組を進めるためには、さらに各学校への配置拡大が望まれます。

見直し、さらに取り組むべき課題

- ・「食育ネットワークさが」への企業の参画を増やす
- ・食育研究会の発足
- ・食育推進強化月間の時期の見直し、充実強化(収穫祭など)
- ・管理栄養士の全市町配置
- ・幼稚園における食育推進計画策定園の拡大
- ・栄養教諭配置拡大

「食育の場における取組評価と課題」より

子どもが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、この変化に十分に対応して自の健康を保持増進していくことができる能力を培っていくためには、より効果的な食に関する指導体制の整備が急務であり、保育所・幼稚園と同様に学校の食育推進計画の策定、食育推進担当者の設置を行い、それぞれ100%を達成するに至りました。学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」の記述が盛り込まれたり、教科等での食育に関する記述が充実されたり、食に関する指導が充実してきてはいるものの、学校による温度差があるのが現状です。学校での食に関する指導は、専門的な知識をもつ栄養教諭をはじめ、学校栄養職員、養護教諭、教諭が連携し、学校教育全体で推進していくことが望まれます。また、食に関する指導は、家庭や地域との連携も重要で、コーディネーター役である栄養教諭のさらなる配置拡大が必要です。学校給食法において地場産物を活用することが位置付けられていることから、学校給食における副食(おかず)の県産農林水産物の使用割合を食育推進の指標としており、これについては、すでに目標の50%を超える55%の実績を得ました。これは、全国的にもトップを占める大きな成果が見られました。今後も地産地消の観点から、引き続き取り組む必要があります。

朝ごはんを毎日食べる児童・生徒の割合は、小・中学生ともに目標値を上回る成果を上げました。しかし、100%には至っていないことや、学年が上がるに従い率が低下傾向にあることから、さらなる啓発・実践への支援が必要です。児童・生徒の夕食の孤食の割合については、小学生は目標値に0.1ポイント及ばず、また、中学生では0.1ポイント上回りました。子どもの面からは塾通いや部活、保護者の面からは残業などで、必ずしも家族とコミュニケーションをとりながらの食事ができているとは言い切れません。ワークライフバランスに配慮している企業を増やすなどの対策が必要です。

次代を担う子どもたちの食環境の改善に努めるため、今後は、学校が食育について家庭に働き掛けを行うことも含め、学校・家庭・地域社会の連携強化が求められます。

見直し、さらに取り組むべき課題

- ・体験型食育の充実
- ・栄養教諭の配置拡大

- ・学校給食の県産農林水産物の使用割合の拡大
 - ・朝ごはんを毎日食べる児童生徒の増加
 - ・ワーク・ライフ・バランスに配慮している企業を増やす
 - ・保護者への情報発信
- 取組への提案
- ・保護者、教員、保育士、地域PTAが子どもの食の自立を目指す
 - ・教師が保護者に、保護者が子どもに食の大切さを教える
 - ・学校現場の教師が食育を実践し健康と栄養を理解する
 - ・教育現場に食育講師登録をした講師の派遣を行う
 - ・栄養士や、企業が教育現場に食育講演会をする
 - ・栄養教諭が生徒に対して食や健康、妊娠・出産についての学習を行う
 - ・栄養教諭や関係者が生徒に対して、食育授業を行う
 - ・歯科医が健診の際、歯の衛生、シュガーコントロールについて保護者へ向けた講話を行う
 - ・行政が中心(核)になってネットワーク情報を頻繁に発信する
 - ・農業体験施設へ支援、補助
 - ・保護者、教師、栄養教諭、家庭、地域がご飯、みそ汁等は基本的に作れる子どもにする
 - ・教育関係者が給食にかかる時間をとる(会話を楽しみながら皆で食事をし、じっくり噛んで味わうことにより、五味を体験し、五感の育成につながる)
 - ・学校で朝食会を開催し、子ども達に家庭からおにぎりを持参させ、佐賀海苔を巻いて食べさせる
 - ・県、市町、学校、流通、企業が「大豆100粒運動」を県内展開させる
 - ・企業、地域が学校に食材を提供

【38 愛媛県】

タイトル: 第2次愛媛県食育推進計画「愛ある食卓元気なえひめ」

作成者: 県民健康づくり運動推進会議専門委員会食育推進部会

所管: 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

期間: 平成23年度～27年度まで5年間

●基本目標

元気な人づくりのために、全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを基本理念

とします。

スローガン みんなで！楽しく！バランスよく！

愛ある食卓元気なえひめ

●目標値の一部

朝食を欠食する県民の割合の減少

小中学校12.0%→0%

学校給食における地場産物を使用する割合の増加(食材ベース) 31.8%→35%以上

県民一人当たりの野菜の摂取量の増加

児童・生徒(7～14歳) 245g→300g以上

県民一人当たりのかんきつ類等の果物の摂取量の増加 107g→200g以上

●子ども、学校、学校給食関係記述

望ましい食習慣や生活リズムの向上

○子どもの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を図るために、「早寝早起き朝ごはん運動」を推進します。

○子どもは、食事について望ましい習慣を学ぶことが大切であるため、食事作りや準備にかかわり、手伝いや自分で料理を作るなど、食を楽しむ機会を提供します。

青少年及びその保護者に関する食育の推進

○保護者に、食育の重要性や栄養調理の知識等の学習の機会を提供します。

○家庭と地域等が連携し、食に関する学習や体験活動を通じた食育を推進します。

○家が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、家族団らんの食の楽しさを実感させるとともに、食事のマナーや挨拶習慣など、食や生活に関する基礎が習得できるように推進します。

食に関する指導の充実

○「栄養教諭」の配置を促進するとともに、教職員への食に関する研修の充実を図ります。

○管理職のリーダーシップの下、栄養教諭を中心として、教職員との連携協力による取り組みを促進します。

○学校においては、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体の中で、体系的な食に関する指導を計画的・組織的に推進します。

○学校等では、地域の生産者団体等と連携して農林漁業体験や食品の調理に関する体験等体験活動を推進し、その成果を広く周知・普及します。

学校給食の充実

○食事を楽しむために、十分な給食の時間の確保やマナー等の指導内容の充実を図ることを推進します。

○学校給食が「生きた教材」として活用されるような献立内容を推進します。それには、地元産の食材を積極的に利用するとともに、生産者と学校給食関係者との情報交換会(協議会)を開催することを推進します。

食育を通じた健康状態の改善等の推進

○学校等では、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。

○過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等、正しい情報と知識を普及啓発します。

○健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、食に関する健康課題(小児生活習慣病や食物アレルギー等)のある子どもに対して、保健・医療関係機関等と連携し、個別的な相談指導を行うなどの取り組みを推進します。

行政や医師会、栄養士会等関係団体における食育の推進

○市町は学校と連携して、小児生活習慣病予防のための食育活動の充実を図ります。

子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

○農作物を育てる喜びや食べ物の大切さなどを学ぶ農林漁業体験活動を促進するため、農林漁業者等が学校関係機関と連携強化し、情報提供を行うことを推進します。

地産地消の推進

○学校給食等における地域の農林水産物の利用を促進します。

学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

○学校給食の献立に、地元でとれた食材を活用した郷土料理を積極的に取り入れ、活用されるよう推進します。

○県内各地で提供される行事食等の伝統ある食文化や、地域の郷土料理・伝統料理等を学校給食の献立に活用し、郷土愛を育むように推進します。

【37 香川県】

タイトル:かがわ食育アクションプラン(香川県食育推進計画)

作成者:県関係部局のプロジェクトチーム

所管:香川県健康福祉部健康福祉総務課

期間:2011年度~2015年度

●基本目標

心身ともに健康で豊かな県民生活の実現

●目標値の一部

「朝食を毎日食べている」児童生徒の割合

小学校6年生 88.3%→93% 中学校3年生 83.5%→89%

幼稚園における食育教室の実施数(累計) 169→344

栄養教諭・学校栄養職員による教科や学級活動における食に関する指導を行っている学校の割合

小学校 90.9%→100% 中学校 81.1%→100%

地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合

94.1%→100%

学校給食における地場産物を活用する割合(食材数ベース) 33.7%→35%

児童生徒の肥満傾向の割合

小学校5年生 8.8%→減少 中学校2年生 9.5%→減少

●子ども、学校、学校給食関係記述

家庭・地域・学校等の連携による食育の推進

○朝食の欠食や栄養バランスの偏りが子どもから全世代にわたってみられ、様々な機会を通して、望ましい食習慣を身に付ける取り組みが必要です。

○食べ物が食卓にのぼるまでの過程への理解や食に対する感謝の念、食品の賢い選択、調理体験等が子どもの頃から身に付けられるよう、「弁当の日」の取り組みなど家庭、地域、学校等の連携を促進する仕組みづくりが必要です。

<小・中学校、特別支援学校>

(推進体制の整備)

○学校給食、学級活動等の特別活動、各教科などの学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的に食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員と全教職員が相互に連携・協力します。

さらに、全教職員が各学校における食育の目標や具体的な取組について共通理解を持ちながら、食育の重要性等についての理解を深めるよう、研修会等の充実を図ります。

(食に関する指導の充実)

○学校給食の時間を中心に、学校教育活動全体で体系的に食育を進めていくため、各学校において指導内容や方法、時期等を整理した「食に関する指導に係る全体

計画」の作成を推進します。

また、教職員が食の指導を行うためには、食に関する幅広い知識の修得が必要であることから、指導資料の配付や研修会の開催を促進します。

さらに、食に関する指導内容の充実を図るため、栄養士会やさぬきの食文化博士など専門家の活用に努めます。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

○家庭における食育が大切であることから、家庭の食に対する関心を高めるため、親子料理教室を開催したり、給食だよりを発行するなどの啓発活動等を推進します。また、児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るため、朝食を毎日食することなど、家庭や地域を巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」の取組みをさらに推進します。

(地域と連携した体験活動の充実)

○地域の生産者や関係団体等と連携し、農業などの体験活動や調理実習等への協力、農業・漁業・農水産物等に関する情報提供などを行い、学校における体験活動の推進を支援します。

(「生きた教材」としての学校給食の充実・活用)

○学校給食を生きた教材として活用し、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯による給食を推進するとともに、積極的に地場産物を活用し、児童生徒に地域の産業や文化に興味を持たせたり、農業等に従事している者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食に関する指導を行います。

(個別指導の充実)

○栄養教諭や養護教諭を中心に教職員や学校医、関係機関が連携し、児童生徒の食生活や健康に関する実態を把握するとともに、食物アレルギー、肥満、痩身、偏食等の健康課題のある子どもと保護者に対しては、個別の事情に応じた相談や指導を行います。

また、過度の痩身や肥満、偏食等が心身の健康に及ぼす影響とその改善に必要な知識を普及し、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。

【36 徳島県】

タイトル: 第2次徳島県食育推進計画

作成者: 徳島県食育推進企画員室

所管: 徳島県ブランド戦略総局とくしまブランド課

期間: 2011年度～2015年度

●基本目標(基本理念)

食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む

●目標値の一部

栄養教諭の配置 25人→倍増

食事づくりや食事を整える手伝いを週に1回以上している割合(食事の準備、調理、後片付け)

小5 73%・中2 58%・高2 50%→10%増

地元の旬の食材を取り入れた学校給食「旬の食材活用月間」の設立推進 →全市町村

高校生による「1校1地場産品活用レシピ」の学校給食への普及 →全市町村

●子ども、学校、学校給食関係記述

学校における食育の推進

学校は、食、運動、生活リズム等の生活習慣を育成し、さまざまな学習や体験活動を通して食に関する知識と食を選択する力を習得するために重要な役割を担っています。このため、学校において魅力ある食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。

(指導の充実)

給食の時間、家庭科や技術・家庭科、体育科や保健体育科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

そのために、各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭や食育リーダーが中心となって組織的な取組を進めます。食に関する個別的な相談指導を行うことや学校・家庭・地域が連携して取り組むことも重要です。

地域の生産者団体等と連携し、農漁業体験等、子どもの様々な体験活動も推進します。

こうした指導の充実を図るため、栄養教諭の配置を拡充します。

また、高校生が「食の自己管理能力」身につけるための体験的・実践的な食育の場を提供します。

(学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

また、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進します。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校の関係者は、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努めます。

【35 山口県】

タイトル:第2次やまぐち食育推進計画

作成者:県

所管:健康福祉部健康増進課

期間:2012年度～2016年度

●基本目標(基本理念)

食で育む ひとづくり 地域づくり

●目標値の一部

毎日朝食を食べる児童の割合 90.8%→100%

学校給食における地場産物を使用する割合(品目ベース) 49.1%→50%以上

●子ども、学校、学校給食関係記述

学校、保育所等における食育の推進

①食に関する指導の充実

ア乳幼児期

乳幼児期における食育を通じた望ましい食習慣の形成の重要性に鑑み、平成20年3月に告示された保育所保育指針及び幼稚園教育要領に食育に関する内容が追加されました。それぞれの保育所や幼稚園で食べる喜びや楽しさ、食物への興味・関心を育むことができるよう、研修会や子育て支援事業等を通して食育に対する取組を進めています。

イ学童期

学校における食育の推進のためには、各学校において、組織的かつ継続的、体系的な指導を行っていくことが必要です。平成20年3月告示の学習指導要領の総則においても「学校における食育の推進」が明記され、給食時

間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、特別活動等における食に関する指導の一層の充実が求められています。

そのためには、栄養教諭を中心とした教職員の連携、協力による食に関する指導に係る全体計画の作成、さらには、作成した全体計画を見直し、各学校の実態に応じて内容を充実させるための取組が必要であることから、これらを積極的に促進していきます。

さらに、学校教育活動全体で、食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要であることから、他の教職員への研修等を充実させていきます。

学校教育以外でも、行政関係者、関係団体と連携し、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深め、資源の大切さや生産者への感謝、栄養バランス等の観点からの指導を通じ、「もったいない」という食に関する感謝の念を醸成していくことにより、食べ残し等の「食品ロス」の削減を一層進めていきます。

② 学校給食の充実

ア魅力ある学校給食の提供

各教科等における食に関する指導において、学校給食を「生きた教材」として活用することによって、高い教育的効果が得られます。学校給食を通して児童生徒に栄養バランスのとれた食事内容について学ばせることができるようにするとともに、地域の郷土食や行事食等を献立に取り入れることで、地域の食文化や伝統に対する理解を深めることができるようにするなどの創意工夫により、献立内容を充実していきます。

イ給食の時間における指導の充実

食に関する指導は、一度の実践や指導で目標が達成されるものではなく、少しずつ時間をかけながら繰り返し行うことで理解が深まり、習慣化されるものであることから、実際の活動を通して、毎日繰り返し行われる給食の時間における指導は極めて重要です。

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食の時間の十分な確保及び食事マナーや「いただきます」という食物への感謝の心を育む等の指導内容の充実を図っていきます。

③食育を通じた健康状態の改善等の推進

児童生徒の健康状態の改善等を推進していくため、学級担任や養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、さらには

必要に応じて主治医や学校医等と密接な連携を図り、過度の痩身、肥満、食物アレルギーといった食に関する問題を有する児童生徒や保護者に対し、個別的な相談指導を行うなど相談指導体制を確立し、その児童生徒にとって望ましい食生活の形成に向けた取組を進めていきます。

④保育所における食育の推進

保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意味は大きく、食事は空腹を満たすだけでなく、人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもあります。保育士による援助や他の子どもとのかかわりを通して、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要です。

今後も引き続き、各保育所において、所長、保育士、栄養士、調理員等全職員の協力のもと、保育計画に連動した「食育計画」が作成され、子どもの生活に沿った柔軟な援助が積極的に行われるよう支援をしていきます。

家庭との連携については、給食だよりの配布や給食の実物の展示、保育参加時の講演会・親子クッキング等を通じて保護者が食育に関心がもてるよう意識啓発が行われていますが、家庭からの食に関する相談に応じ、助言・指導ができる体制整備が行われるようさらに支援をしていきます。

また、保育所は地域の子育て支援の役割を担っていることから、在宅の子育て家庭に対する食に関する支援や地域と連携した食育活動の積極的な展開を促進していきます。

【34 広島県】 第1期

タイトル:広島県食育推進計画

作成者:広島県食育推進会議

所管:健康福祉局健康対策課

期間:2008年度～2012年度

●基本目標(理念)

食育推進に関する施策は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、県民、関係団体及び事業者等の協働・連携により展開することを基本理念とします。

●目標値の一部

朝食を欠食する県民の割合の減少

小学生3.8%、中学生6.7%→いずれも0%に近づける

家族そろって夕食をとる県民の割合の増加

45.0%→ 55%に近づける

学校給食における地場産物を使用する割合の増加

24.6%(食品数ベース)→ 30%に近づける

●子ども、学校、学校給食関係記述

学校における食育の推進

現状と課題

○学校における食に関する指導は、学級担任を中心として、給食の時間をはじめ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で広く行っています。

○特に、給食の時間においては、学級担任が学校栄養職員等と連携しながら指導を行うことにより、児童生徒の望ましい食習慣の形成や、食に関する理解の促進を図っています。

○また、親子料理教室や給食だより、食に関する体験活動などを通じて、学校が家庭や地域社会との連携を推進する取組を進めています。

○しかし、学校での食に関する指導については、これまで各学校において、組織的、計画的、系統的な取組が十分でなかったという課題があります。

目指す方向

○校長のリーダーシップのもと、学校の教育活動全体を通じた、組織的、計画的、系統的な食育を行い、児童生徒の健全な食生活の実現を図るとともに豊かな人間性をはぐむ取組を推進します。

取り組むべき施策

①指導体制の充実

◇学校の指導体制の中心となる食育推進リーダーを育成し、指導のねらいや内容を明確にした食に関する指導計画の作成を推進します。

◇栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ持つ栄養教諭を配置し、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、家庭、地域と連携したより効果的な指導を推進するための体制を整えます。

②指導内容の充実

◇指導内容を教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で相互に関連付けるとともに、発達段階に応じて学年間で関連付けた指導を推進します。

③子どもの食への理解を促進するための体験活動の推進

◇農林水産物の生産や調理などの専門家や、関係機関・団体と連携し、農作物の栽培や調理等の体験的な学習を推進します。

④学校給食を活かした食育の推進

◇教科等において学習した地場産物や栽培した食材を学校給食に使うなど教科指導等と学校給食を関連付け、地場産物の歴史や食物を大切にし、食物の生産等に関わった人々へ感謝する心をはぐくむなど学校給食を「生きた教材」として活用した指導を推進します。

【33 岡山県】 第1期

タイトル:岡山県食育基本計画

作成者:岡山県

所管:保健福祉部健康推進課

期間:2007年度～2012年度

●基本目標

食えることをもっと考えよう

●目標値の一部

朝食を毎日食べる人の割合の増加

学童、生徒81%→88%

学校給食における地場産物を使用する割合の増加(食材数ベース) 現状値25%→47%

●子ども、学校、学校給食関係記述

学校における食育の推進

これまでも一部の教科や学校給食を通じてバランスのとれた食事や望ましい生活習慣を身に付ける指導をしてきましたが、今後は、学校に栄養教諭をはじめ食育担当者を配置し、指導体制を確立することで、学校が家庭や地域に働きかけていくことを含め、食育に係る情報発信の拠点としての機能を高めていきます。

(1)学校給食を中心とする生き生き食育推進事業

地場産物を活用した献立作りを行うことで、関係機関(農協・流通関係者等)との連携を図り、地場産物利用率の向上を図ります。そして、学校教育の中で地場産物を活用した食に関する指導の充実を行います。

また、学校からさらに広げて、学校教育支援ボランティアの発掘(農業関係者、栄養委員など)を行い、広く地域で学校の食育を支援する体制づくりを行います。

(2)食育の重要性について家庭、地域へ啓発活動

食に関する講演会やシンポジウム、我が家の朝食自慢コンクールなどを実施し、保護者のみならず県民に対しても広く啓発活動を行います。

(3)子どもの生活リズム向上推進

朝ごはんを毎日食べることを目標にするとき、生活リズムを整えることが重要です。

子ども達の生活リズムの改善は、家庭における取組なくして実現できません。ノーテレビデーと読書活動の推進など地域ぐるみの取組を支援します。

(4)体験学習の推進

学校教育において、総合学習の時間などを有効に活用し、教育関係者等と農林漁業者等との連携のもと、体験学習をはじめとした様々な食の体験の取組を推進します。

(5)栄養教諭の活用及び教職員等の食育に関する意識の高揚

学校教育において、食に関する専門性を生かした指導を実施するほか、家庭、学校、地域の連携、調整役としての役割を担う栄養教諭の活用を行います。また、食育に関する研修会や資料の提供等を通じ、教職員等の意識の高揚を図ります。

【32 島根県】

タイトル:島根県食育推進計画第二次計画

作成者:食育・食の安全推進会議

所管:健康福祉部健康推進課

期間:2012年度～2016年度

●基本目標(理念)

県民一人ひとりが「食べる知恵3」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をととして「生きる力」を育みます。

●目標値の一部

朝食の欠食者の割合 児童、生徒(時々とる+ほとんど摂らない) 小6男3.6%、小6女3.2%、中3男7.7%、中3女6.7%→なくす(0%)

地場産物の活用割合(食品数ベース) 40.1%→50%

●子ども、学校、学校給食関係記述

重点施策

学校等の教育現場では、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通して計画的・

継続的に食に関する指導に取り組みます。

個別の施策

子どもが望ましい食習慣を身に付け、生きる力を育むため、保育所、幼稚園、学校等で食に関する知識の習得と様々な体験学習や活動の機会を多く設けることが大切です。

ア 全般事項

①保育所保育指針に基づき、保育の一環として食育を位置付け、推進を図る保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各保育所の創意工夫により推進します。また、保育所の人的・物的資源をいかし、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供など、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努めます。

②調理担当者等の資質の向上を図る

児童福祉施設調理責任者、調理担当者及び保育士を対象として、給食運営及び給食内容改善のための研修を行い、資質の向上を図ります。

③栄養教諭等を中核とした食育推進体制の充実を図る校内における食育担当者(食育コーディネーター)を校務分掌に明記し、栄養教諭等を中核とした食育推進委員会等の組織を充実させ、教職員間や家庭、地域と連携した食育を推進します。

また、食育担当者(食育コーディネーター)を対象とした「食育推進研修」を充実することにより、意識改革と指導力の向上に努めます。

さらに、食育担当者(食育コーディネーター)が集まり、各校の食育の取組についての情報交換や食育に関する取組を企画する地域食育推進検討委員会等の組織づくりを進めます。

④子どもの発達段階に応じた食育の推進を図る。

保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において、食育に関して身につけるべき内容を整理した「すこやかしまねっこ」(食に関する指導の指針)に基づいて、各学校等の実態や発達段階に応じた具体的な目標を設定します。その目標を食に関する指導の全体計画・年間指導計画に位置づけ、食育を効果的に推進します。

イ 食生活改善のための取組

①食に関する指導の授業の充実を図る

各学校が、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通して計画的・継続的に食に

関する指導に取り組みます。

②食育を通じた健康状態の改善等の推進を図る

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、保護者等と連携して、子どもに、心身の健康状態の改善等に必要な知識を身に付けさせるとともに、食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

③食べるために必要な口腔機能について、健康教育を通して理解を深める年齢に応じた口腔機能の発達、味わって食べることや生活習慣病の予防につながることを十分理解し、食育の観点から口腔機能に関する教育を進めます。

そのため、子どもの口腔機能の問題の把握に努めるとともに、幼稚園、保育所、小・中学校と一貫して、学校歯科医との連携を図り、よくかんで食べること等、歯と口腔機能の重要性について地域ぐるみで学ぶ機会を増やします。

ウ 生産物、生産者への理解促進のための取組

①生きた教材として地場産物を活用した給食の実施促進に努める

学校や幼稚園、保育所の給食の食材として、「生産者の顔がみえる」地場産物を活用することにより、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々に感謝する心を育成します。また、地域の郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れることにより、ふるさとを愛し、誇りをもつ、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

学校においては、6月と11月の「しまね・ふるさと給食月間」において、学校における食育の取組の強化と学校給食における地場産物の活用割合の一層の向上を図ります。

②地域に根ざした農林漁業体験を通じて、楽しみながら、食の大切さへの子どもたちの理解を促す学校等において、地域の農林水産業に携わる方と連携した農林漁業体験等の実施を進め、食やいのちの大切さ、食を支える農林水産業の役割などに対する理解が深まるように努めます。

また、県の「出前講座」なども有効に活用します。

関係機関・団体等の役割

保育所、幼稚園、学校等教育関係者の役割

○保育所では、保育の一環として食育を位置付け、食育計画を作成して、各保育所の創意工夫により推進します。

○各学校等においては、食育全体計画及び年間指導計画を作成し、関連する教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して推進します。

○栄養教諭等を中心に、家庭・地域と連携した食に関する指導等を行います。

○地場産物を活用した給食の提供に努めます。

○教職員等の食育への意識改革と指導力向上を図るために、教職員等研修の充実に努めます。

○子どもの成長段階に応じた食の自立に向け、支援します。

○給食を教材に、食育の実践、郷土食・伝統食の伝承を図ります。

○食に関して幅広く体験でき、学ぶことのできる環境づくりを図ります。

【31 鳥取県】 第1期

タイトル:食のみやこっとり～食育プラン～

作成者:とっとりルネサンス推進プロジェクトチーム健全な食ワーキンググループ

所管:福祉保健部健康医療局健康政策課

期間:2008年度～2012年度

●基本目標(目指す姿)

全ての県民が健全な心とからだを育み、いきいきとした豊かな暮らしを実感できる

●目標値の一部

朝食の欠食率 児童・生徒 15.6%→0%

家庭での食事を楽しく食べる子どもの割合

小学5年生82.0%→90.0% 中学2年生61.0%→70.0%

学校給食における地産地消率 53.0%→60.0%

●子ども、学校、学校給食関係記述

重点目標(1)健全な食習慣の定着

○毎月19日の食育の日に「朝食調べ」や朝食簡単レシピの紹介などを行い、家庭における朝食習慣の定着に力を入れていきます。

○子どもたちの体力の向上を目指した取組を進めます。

○給食に日本型食生活を中心にした献立を多く取り入れ、米飯給食の推進に尽力します。

○給食の時間に、箸の持ち方、食事での会話、残さず食

べることなど、食事に関するマナーを子どもたちに伝えていきます。

重点目標(2)食に関する正しい知識の習得

○食に関する指導年間計画を作成し、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を推進していきます。

○子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、生活に活かせるよう、学校教育の中でいろいろな機会の場づくりに取り組みます。

○栄養教諭や学校栄養職員等の専門家による食の指導ができるよう、指導体制を整備します。

重点目標(3)食に対する感謝の心を養う

○総合的な学習などにより、農林水産業についての理解を深めます。

○給食への地元産食材の利用を進めます。

○学校給食に使われている地元の食材の紹介や、生産者との調理実習や交流給食等を通して、子どもたちに地元の食材の良さや地域との関わりを伝え、生産者への感謝の念を育成します。

○農業・漁業・畜産について、発達段階に応じた体験学習に取り組みます。

○調理体験等を通して、食べ物の大切さや調理をしてくれる人への感謝の心を育みます。

重点目標(4)豊かな食文化の継承

○学校給食週間(毎年1月24日～30日)を中心に郷土料理や古くから伝わる行事食を取り入れたり、子どもたち自身で郷土料理について調べるなど、豊かな食文化を子どもたちに伝えていきます。

○県民の日(毎年9月12日)に地元産食材を使用した献立にするとともに、食文化の指導をするなど食文化の推進に努めます。

【29 奈良県】

タイトル:第2期奈良県食育推進計画

作成者:奈良県食育推進会議

所管:健康福祉部健康づくり推進課

期間:2012年度～2016年度

●基本目標(基本理念)

「食」を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育む(基本目標)食育により健康な心身をつくり、健康長寿をめざす

●目標値の一部

3食3品(以上)3角食べをしている児童・生徒の割合

24年度に把握・設定

家庭科や保健体育科で食生活について学んだことを実行している生徒の割合 中22.0%、高18.3%→増加

清涼飲料水の糖分量を知っている生徒の割合

24年度に把握、増加

「弁当の日」(自分で作った弁当持参)を導入している中学校・高校の数 24年度に把握・設定

若い世代の少食、偏食が将来の骨粗鬆症に繋がることを知っている生徒の割合 24年度に把握、増加

家庭で食べ物や食事について話をする中学生の割合

56.3%→増加

自分で料理を作る中高生の割合

中学生47.1%、高校生45.5%→50%

●子ども、学校、学校給食関係記述

【施策領域における目標(少年期における食育の目標)】

◆(小学生)食生活の基礎の確立

・バランスのとれた朝食を食べることから1日をスタートさせ、望ましい生活リズムを確立する。

・食に関する学習を通じ、基本的な食生活を自分でできる力を身につける。

◆(中学生・高校生)自立した食生活を実践できる力の習得

・食生活の自立に必要な食に関する知識、技術を習得する。

・自分自身の食生活の課題について、学校等で学んだことを実践することで解決できるようにする。

【施策の概要】

小学生は基本的な生活習慣を育成し、給食や様々な学習、体験を通して食に関する知識やマナーを学び、食の大切さを知る重要な時期です。

中学生や高校生は家庭からの自立を控え、望ましい食生活について自ら実践する力を養う大切な時期です。

このため学校では、給食の時間や各教科等において食育の指導体制を充実させ、食育を担う人材を育成し、組織的、計画的に食育を推進します。

また、学んだ内容を日常生活での実践へとつなげるため、家庭や関係機関と連携を図るとともに、子どもにとって健康的な食環境の実現に向けた取り組みを行います。

新規の取り組み

■一般教諭への家庭科教員・栄養教諭等による食育研修の実施(フード・パートナーシップ)

○取り組み例

・栄養教諭、学校栄養職員及び家庭科専科担当教員が不在の小学校において、その学校の全ての教員を対象に調理を中心とした食育研修を開催する。

・家庭科教員・栄養教諭が小学校へ出向き、講師となり食育研修会を実施する。

・研修会を受講した教員が、食や調理に対する知識を高め、児童への食育に取り組むことをめざす。

■ジャンクフードや清涼飲料水対策等の研究

○取り組み例

・各国で生活習慣病予防を目的とし、高カロリーであるが栄養バランスが悪いジャンクフードや清涼飲料水などに対する販売の規制や健康増進負担金の賦課の実施および検討がされている。

・事例から導入による効果、デメリットなどを研究し、指導方法の検討等を行う。

新規の取り組み

■中高生の調理力の向上～ヘルスチーム菜良による高校生の調理力向上講座の実施

○取り組み例

・高校生に調理の楽しさを知り、「食」に興味を持ってもらうため、基礎的な料理を同世代の大学生(ヘルスチーム菜良)が講師となり高校生と一緒に調理をする。また、適切な栄養・食生活についても講話を行い、体験と知識の普及を通じて高校生の食生活の改善に繋げる。

小学校・中学校・高校における食育

①小学校・中学校・高校における指導体制の充実

・食育を学校教育の指導方針の重点課題に位置づけ、全校で取り組み推進

・栄養教諭・学校栄養職員研修会の開催。新規採用栄養教諭研修講座の開催

・学校医、学校歯科医などと連携し、栄養教諭・学校栄養職員を中心に教職員が行う個別指導の充実

・小中学校で取り組まれている食育の内容を把握し、効果的な取り組みの普及啓発の推進

・(新規)一般教諭への栄養教諭・家庭科教員による食育研修の実施

②給食を生かした食育の推進

・学校給食における地産地消の取り組みの推進、伝統食

材の活用や米飯給食の普及・定着

- ・給食だよりによる保護者に対する食の情報提供
- ・学校食育推進委員会や学校保健委員会にPTAや地域保健の関係者の参加を得て、食に関する課題についての協議の促進
- ・「ヘルスチーム菜良」による文化祭等での高校生への食育の取り組み
- ・農山村地域における郷土料理教室を通じて、参加者及びその保護者に対して各家庭での食育の実践と認識を図る(小学校4年生～高校3年生)

【28 兵庫県】

タイトル:食育推進計画(第2次)

作成者:食の安全安心と食育審議会

所管:健康福祉部健康局健康増進課

期間:2012年度～2016年度

●基本目標(基本理念)

「心身の健康の増進、豊かな人間形成及び明るい家庭づくり」の実現

●目標値の一部

朝食を食べる人の割合の増加

児童・生徒6～14歳 92.6%→100%

食事づくり(買物・調理・後片づけ)に参加する人の割合の増加 児童・生徒6～14歳 75.7%→90%以上

適正体重を達成、維持している人の割合の増加

児童6～11歳 92.4%→93%以上

公立小中特別支援学校職員の食に関する研修の受講率の増加 24.7%→50%以上

学校給食での県産品使用割合の増加 30.0%→35.0%

食に関する指導において体験活動(栽培活動など)を実施する学校数(のべ数)の増加 3,179→4,500

●子ども、学校、学校給食関係記述

(関係者の役割)

学校、幼稚園、保育所等

学校や幼稚園、保育所等では、子どもたちに直接関わる専門職がその知恵と技を活かし、地域の関係者と連携して様々な体験を通じて食べることの楽しさや大切さを伝え、食への興味を喚起させるなど、食育を推進します。給食や食事の時間などを通じて、子どもたちの食に関する正しい理解と望ましい食習慣や社会性を養います。学校においては、校長のリーダーシップのもと、栄養教

諭をはじめとして全教職員が連携を図りながら、教科・特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育に取り組んでいきます。

幼稚園、保育所等においては、子どもが生活や遊びの中で自らの経験や体験を通じて、健康な心と体を育てる基本となる「食を営む力」を育めるよう、組織的・計画的・継続的に食育に取り組んでいきます。

子どもが望ましい生活リズムやマナーを身につけるには、家庭の理解が不可欠であることから、家庭への積極的な働きかけを行い、連携して食育に取り組めます。

地域団体・関係団体

(略)特に、子どもや子どものいる家庭に対して、食の知識と実践力を高める取り組みに重点をおき、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などと連携し、活動することが期待されます。

兵庫県学校給食・食育支援センターでは、学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、食育推進活動への支援や地産地消の促進に取り組んでいます。

(重点課題)

未来を担う世代への食育推進(乳幼児期、学童期、思春期)

乳幼児期は食習慣や人間形成の基礎を培う重要な時期、小学生・中学生は食に関する知識や実践力を身につける時期、高校生は食の自立準備期です。

子どもたちが、望ましい食行動や生活習慣を身につけ、食を通じて心と体を育むために、学校、幼稚園、保育所、家庭、地域の連携を強化し、家庭や地域の食育力の向上をより一層進めます。

(具体的な施策展開)

健全な食生活を実践するための取り組み

生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、子どもや食事づくりに参加する機会の少ない大人(男性)が家庭や地域で食事づくりを体験する機会の充実を図り、生活習慣病、肥満やう蝕予防の取り組みの推進や指導者の資質向上に努めます。

○乳幼児・児童・生徒

乳児期から幼児期にかけては、さまざまな食べ物を味わうことによって、味覚や咀嚼機能が発達する重要な時期であるため、発育発達にあわせた離乳や食べる力を育むための支援を行います。

幼児期は、食生活の基礎や社会性を身につける時期で

あるため、幼稚園、保育所などではさまざまな体験を伴った食育活動を展開します。

小学生・中学生は食に関する知識や実践力を身につける時期、高校生は食の自立準備期であるため、学校では給食や関連教科、課外活動などを通じて食に関する幅広い知識を習得する食育に取り組みます。また、部活動や塾通いなどにより、家庭外で子どもだけで食事や間食をする機会が増えることから、コンビニエンスストアやファーストフード店などでバランスのとれた食品を選べるよう、学習機会を増やします。

さらに地域では、健康な体や望ましい生活習慣、食材や食べ物の働きについて学び、食べることへの関心を高め、家庭での実践につなげる講座や親子で料理をする教室、食の文化や環境について学ぶ機会の提供など、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校などでの食育活動と連携し、地域の人材を活用した継続的な支援や取り組みを行い、子どもへの食育を進めます。

学校における食育

学校給食の有無や地域の状況など様々な条件の中で、全ての学校が新学習指導要領を踏まえ、学校教育活動全体で食育に取り組むためには、特別活動や家庭科などの関連教科だけでなく、あらゆる教科や学校行事など、様々な教育活動で取り組むとともに、体験活動などを取り入れ、食の持つ多様な側面を学習することが効果的です。そのためには、学校長のリーダーシップのもと、学校教育目標等との関連性も考慮し設定した「食に関する指導目標」を、全ての教職員が十分に認識し、学校をあげて取り組んでいくことが必要です。

なかでも、農林漁業体験や自然学校における食事づくりなど食に関する体験活動は、子どもたちの食に関する関心を高め、自然の恩恵を理解させるとともに、望ましい食生活の実践につなげることができるなど、子どもたちの健全な心と身体を育むことのできる大変重要な教育活動です。

このようなことから、学校における食育を、教育活動全体を通して組織的・計画的・継続的に進めるため、校内の指導体制を整備するとともに、子どもたちの発達段階に応じた指導内容や各教科での実践研究を進めます。併せて、学校給食の「生きた教材」としての活用を促進することで、学校給食の充実を図ります。

食物アレルギーなど食に関する健康課題を有する児童

生徒に対しては、校内において指導体制を整備し、保護者と連携して個別の事情に応じた対応や相談指導を行っていきます。

また、「食育だより」などにより家庭に情報を提供したり、地域の協力を得た「食」に関する体験活動を実施するなど、学校における取り組みを家庭や地域に発信し、ともに連携しながら食育に取り組んでいくことで、県民運動の一環としての活動を推進します。

(指導体制の充実)

○栄養教諭の役割

栄養教諭は、栄養管理・衛生管理などの「学校給食管理」と給食を生きた教材として活用した「食に関する指導」を一体的に行うことが求められています。

学校において食育を推進するためには、学校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が連携・協力して組織的に行うなかで、栄養教諭がコーディネーターとしての役割を果たすことが重要です。

○教職員の食育に関する意識と指導力の向上

教職員が食に関する目標を認識し、教育活動全体を通じ指導計画に基づいて実践できるよう、教職員に対する研修をさらに充実させるなど、食育に関する意識と指導力の向上を図ります。

○指導体制の整備の支援

学校における食育を組織的・計画的・継続的に進めていくため、市町教育委員会における食育推進体制の整備と機能の充実を図るとともに、学校における食に関する指導体制の整備を引き続き支援します。

(発達段階に応じた指導内容の充実)

○効果的な指導内容・方法の研究

新学習指導要領を踏まえ、関連教科などでの具体的な実践方法や栄養教諭を活用した指導方法などについて研究を進めます。

○中学校・高等学校における食に関する指導

学校給食を行っていない中学校や高等学校においても、小学校における指導内容を踏まえ、新学習指導要領に沿って、中学校では技術・家庭科、保健体育科など、高等学校においても家庭科、保健体育科などの関連教科でそれぞれの特質に応じて実践するとともに、養護教諭などを中心とした健康相談活動、生徒会や部活動を通じた子どもたちの自主的な活動を進め、教育の一環として取り組んでいきます。

○指導教材の活用

県が独自に作成した「学校における食育実践プログラム」を活用するとともに、文部科学省が発行する「食生活学習教材」を活用し、子どもたちの発達段階に応じた指導内容の充実を図ります。

○実感を伴った指導内容の充実

地域の関係団体と連携した農林漁業体験、本県独自の取り組みである自然学校のプログラムに食に関する体験を盛り込むなど、子どもの体験活動を推進し、子どもたちの心に働きかける実感を伴った指導内容についても充実を図ります。

(「生きた教材」としての学校給食の実施及び充実)

○学校給食の「生きた教材」としての活用

栄養教諭が、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行うことにより、体験学習で栽培した食材や地場産物の活用、児童生徒への集団指導・個別指導や食生活の実態調査を踏まえた献立の作成など、学校給食の「生きた教材」としての活用を促進します。

○学校給食の充実

学校給食において、地場産物の活用や米飯給食を推進し、栄養バランスだけでなく、教科などにおける指導にも生かせる献立づくりを支援することで、学校給食の充実を図ります。

○地場産物の活用の推進

地場産物の活用をさらに推進するため、地域の生産者団体などと連携し、組織的な生産体制の整備を進めるよう努めます。

(学校・家庭・地域との連携の促進)

○家庭での継続的な取り組みの促進

子どもたちが望ましい生活リズムを身につけ、朝食をしっかり食べるなど、学齢期における望ましい食習慣を形成するためには、家庭の理解が必要不可欠であることから、地域における取り組みや「早寝早起き朝ごはん」国民運動への参画、保護者の積極的な学校行事への参加を促進するほか、学校における様々な取り組みについて情報発信していくことで、家庭での継続的な取り組みを促進します。

○地域との連携の促進

地域の高齢者や地元食材の生産者との招待給食、地域住民の学校行事への参加などにより地域住民が学校における食育に関心を持ち、共に取り組んでいけるよう、学

校における取り組みの積極的な啓発を行います。

○地域の人材の活用

地域の食文化の継承や農林漁業体験活動など地域の素材を生かした活動を取り入れるにあたっては、地域の専門的な知識・技術をもった人を講師として招くなど地域の人材を活用するとともに、関係者が連携しながら学校における食育に関わるための体制づくりを進めます。

【27 大阪府】

タイトル:第2次大阪府食育推進計画

作成者:第2次大阪府食育推進計画検討会

所管:健康医療部保健医療室健康づくり課生活習慣病・
歯科・栄養グループ

期間:2012年度～2016年度

●基本目標(基本方針)

大阪の歴史・伝統を活かし、府民一人ひとりが自らの意思で食育に取り組むとともに、府民が実践する食育を地域、教育機関、生産者、食品関連事業者など各団体等が支援し、食育を府民運動として推進すること

●目標値の一部

朝食欠食率 7～14歳 7.4%→4.0%未満

野菜摂取量 7～14歳 227g→300g

「食に関する指導」の推進体制が整備されている小・中学校の割合 76.4%→100%

●子ども、学校、学校給食関係記述

(家庭や地域における食育の推進)

■ 学校や保育所等を通じた保護者への推進

乳幼児期や学童期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、給食等を通じて、望ましい食習慣や、適切な食事のとり方を教育するとともに、子どもの保護者に対しては、大阪府の関係機関や市町村の食育関連部局等と連携し、積極的に食育を推進します。

(学校や保育所等における食育の推進)

■ 学校における計画的な教育活動による推進

(幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等)

小学校・中学校における食育に、教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むことができるよう、各学校における「食に関する指導の全体計画」の策定を推進し、学校内の指導体制の充実に努めます。

あわせて、各学校において、学校と家庭や地域社会が連携した食育に取り組むとともに、その情報提供や啓発活

動を積極的に行います。

さらに、学校給食を「生きた教材」とした食に関する指導の充実に努め、学校給食の地場産物の活用、郷土食・行事食の活用を促進します。

また、健康について学び、自分で管理し、生活習慣等を確立するうえで重要な時期であることから、生涯にわたり「食」を支える基礎となる「歯と口の健康づくり」についての理解を深め、実践することができるよう、学校保健活動とも連携して食育を推進します。

■ 保健所による健康面からの支援

大阪府の保健所は、「野菜バリバリ朝食モリモリ」を合言葉に、子どもたちがしっかり朝食をとり、野菜や果物を多く摂取する食習慣を身に付けることを目指して、平成15年度より実施している「食育推進プロジェクト」を引き続き推進します。重点的な取組として、各地域において、学校(幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等)や保育所等が系統的に食育活動が行えるよう関係機関のネットワークを構築し、課題の共有、支援体制の確立を図るとともに、食育を実施する際の健康面からの技術的支援を積極的に行います。

(生産者と消費者との交流の促進)

■ 大阪産農林水産物の地産地消の推進

学校給食や家庭、飲食店等において、大阪産農林水産物の利用を促進していくため、関係団体との連携により、大阪産農林水産物の認知度をさらに向上させるとともに、地産地消を推進している市町村の取組などを情報提供し、地域の実情に応じた地産地消の推進について支援します。

また、「安全・安心でおいしい水産物の供給」を行うことにより、大阪湾産魚介類の魅力をアピールしていきます。

(重点的に取り組む分野別施策)

健康分野

■ 小学校・保育所・幼稚園等における食育支援

大阪府の保健所は、管内の全小学校や保育所等に食育が定着するよう、以下の支援を行います。

- ・食育推進関係者連絡調整会議の開催
- ・食育推進のための研修会の開催
- ・健康栄養情報の提供
- ・講師の紹介・派遣
- ・食育推進のための教材等の開発・協力

生産分野

■ 学校給食への農産物の利用促進

教育保育分野

大阪府は、学校における食育の一層の充実に図るため、以下の取組を推進します。

■ 食に関する指導の全体計画の策定

各学校において、食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて、食に関する全体計画を策定、組織的・計画的な教育活動を展開しています。小学校は、100%、中学校は、95.7%(平成23年3月調査)の策定率となっています。

今後、各学校において、食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて食に関する全体計画を策定し、組織的・計画的な教育活動を展開します。

■ 校内指導体制の整備

学校における食育は、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が連携・協力し、学校教育活動全体で取り組むため、校内組織の充実に図ります。

■ 研修の充実

文部科学省の委託事業として、「栄養教諭を中核とした食育推進事業」(平成22年度委託先:大阪市)、「食育支援者派遣事業」(平成22年度食育支援者6名)を実施しています。

また、学校における食育を推進するため、教職員に対して食育に係る研修等を充実させ、食育に関する知識・理解を深めていきます。

■ 情報の提供

各学校に対して、指導事例や食育に関する資料等の配付をはじめ、関係情報を提供していきます。

また、食育に関する情報を、ホームページ等を通じて提供することで、家庭・地域の食育に関する関心を高め、食育の推進を図ります。

■ 学校・家庭・地域の連携の推進

学校において、広く家庭や地域との連携を図りながら、食に関する指導を行うとともに、家庭や地域においても、食育に対する理解が進み、取組が行われるよう、学校から情報提供や啓発活動を行っていくことが重要です。そのため、各学校において、給食だより、食育だより等の発行、給食試食会の開催、学校給食に関するホームページの公開など、家庭への啓発に努めています。あわせて、地域においても、食に関する講演会の開催や、地域の方を招いての「交流給食」に努めています。

また、学校だけでなく、家庭・地域・関係機関と連携し、食事や睡眠のあり方など、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣を育成する教育活動を推進します。

さらに、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、地域の行政関係者、生産者団体等と連携し、子どもへの農林漁業の体験学習を推進します。

□3つの朝運動

大阪府教育委員会では、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくりを推進しています。

学校が家庭・地域と連携して、朝の生活習慣づくりを通して、学習活動への意欲や姿勢をはぐくむ「3つの朝運動」を進めています。

1 朝ごはん 2 朝のあいさつ 3 朝の読書

子どもたちの生活リズムを確立し、心身ともにバランスの良い健康な子どもに育てることを目指しています。

■学校給食の普及・充実

子どもの望ましい食習慣の形成や、食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及・充実を図るとともに、各教科等においても、学校給食が「生きた教材」として、さらに活用されるよう取り組みます。

□中学校給食導入促進事業

学力や体力をはじめ、中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村(政令市除く)に対し、平成23年度から平成27年度までの5年間で、総額246億円の財政支援を行い、中学校給食の導入を促進していきます。

■「おおさか食育ハンドブック」の活用

学識経験者、栄養教諭を交えた「おおさか食育ハンドブック作成委員会」を立ち上げ、大阪府の食育を推進するため、本ハンドブックを監修し、全市町村の小学校及び府立支援学校に配付しました。このハンドブックは、全体計画や年間指導計画作成のポイント、教科等における食に関する指導の実践事例、食育関係法令の概要等を紹介しています。

また、大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課のホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/hokentaiku/kyuusyoku/handobook.html>)に 掲載し、活用できるようにしています。

■栄養教諭の活用 少年期

「栄養教諭実践モデル事業」(平成18年1月～平成20年3月)の実施により、平成17年度に、小学校9校に9名、平

成19年度に、府内の20校(小学校17校、中学校1校、支援学校2校)に20名の栄養教諭を配置しました。

平成20年度以降、学校における食育の推進のため、平成23年度を目途に計画的に小・中学校、支援学校へ、栄養教諭を配置しています。現在、386名の栄養教諭を配置(政令市含む)(平成22年5月調査)しています。

今後は、すべての児童・生徒に対する食に関する指導が適切に行われるよう、栄養教諭が中核的な役割を担い、全教職員とともに学校における食育を推進します。

■学校給食における地場産物の活用 少年期

「おおさか食育ハンドブック(平成22年3月)」において、地場産物を使った大阪の郷土料理のレシピや、財団法人学校給食会にて購入できる地場産物を使った学校給食用物資を紹介しています。あわせて、研修会等で地場産物の学校給食での活用を働きかけています。

今後も引き続き、学校給食を「生きた教材」とした食に関する指導を充実させるため、学校給食での地場産物の活用を促進します。

【26 京都府】

タイトル:第2次京都府食育推進計画

作成者:食育推進懇談会

所管:農林水産部食の安心・安全推進課

期間:2011年度～2015年度

●基本目標(基本理念)

いきいき元気・健康長寿の京都

●目標値の一部

学校給食への地元農産物の供給品目数の割合22.7%→30%以上

むし歯のない府内小学生の割合38.9%→43.9%以上

むし歯のない府内中学生の割合51.3%→56.3%以上

朝食を毎日食べる府内小学生の割合87.5%→95%以上

朝食を毎日食べる府内中学生の割合78.1%→90%以上

●子ども、学校、学校給食関係記述

(未来を担う子どもや学生等若い世代に対する食育を強化します)

未来を担う子どもについては五感を使った食農体験や地域の食文化を伝承させる取組、学生等若い世代については食農体験や生産者との交流による食に関する体験や就業支援の場を活用した取組、高齢者については豊かな食を確保するための取組など世代に応じた食育を

強化します。

(世代に応じた食育の推進)

子どもの食育支援

①農作物栽培や家畜の世話、調理等、農業や食に関する体験活動の充実

(具体例)

・食農教育サポーター(仮称)養成講座の開講とサポーターの登録

・食農体験農場の開設推進

・試験研究機関等府の施設を利用した農林漁業体験の実施

②食に関する体験・学習できる施設等の情報提供

(具体例)

・京都府のホームページでの紹介

③親子料理教室等の開催

(具体例)

・食生活改善推進員や生活研究グループ等による親子料理教室

・食品関連団体と消費者団体の連携による親子での和菓子作り等体験教室

④地場産物の活用や郷土料理・行事食など地域の特色をいかした給食・調理実習の実施

(具体例)

・生産者と学校を結ぶコーディネーターの育成

・学校、保育園等給食での郷土料理・行事食の提供支援

⑤食生活改善推進員や生活研究グループ、生産者等地域の食の専門家の協力をた食育の取組

(具体例)

・地域の人材を活用した体験学習等の実施

・食生活改善推進員活動の支援

⑥食に関する指導と給食の管理を行う栄養教諭の配置拡充、採用の維持

(具体例)・栄養教諭採用試験の実施

⑦食育に関する教職員の意識向上及び資質向上

(具体例)

・教職員研修の実施

・地域別食育・学校給食研修会の実施

・学校給食研究大会の開催

⑧他校種(幼・保、小、中、高等)と連携した食育の推進(具体例)

・小学校、高校、大学が連携した「パートナーズスクール事

業」の実施

・高校職業学科における幼児、児童等の農作業等体験受け入れ

⑨あらゆる機会を通じた「食」に関する指導

(具体例)

・食に関する出前講座の実施

・学校給食を活用した食育の推進

学校の役割

子どもたちが生涯にわたり心身の健康と豊かな人間性を育むため、望ましい食習慣を身につけ、「食」の自己管理能力を培うことができるよう、家庭や地域と連携・協力し、様々な体験活動も取り入れながら、学校教育活動全体を通じた食育の取組を一層推進することが必要です。

○学校教育活動全体を通じた食育の推進

・「食」に関する指導計画に基づき、食育に対する教職員の共通認識のもと、組織的・体系的な食育を展開することにより、子どもたちにとって望ましい食習慣づくりを推進する。

・食育に関する教職員等の意識の向上を図る。

・各関連教科や特別活動等、あらゆる機会を通じた「食」に関する指導を充実することにより、子どもたちの「食」の自己管理能力を培う。

○生きた教材としての学校給食の充実

・毎日の給食を通じて、食事のマナーや望ましい食習慣の形成を図り、好ましい人間関係を育成する。

・給食の時間はもとより各関連教科や特別活動等において生きた教材として、学校給食を活用した指導を行う。

・学校給食の充実を図り、食物アレルギー等の対応にも配慮しながら、子どもたちの将来にわたる健康の保持増進に努める。

・地域の特色や工夫をいかした給食を実施することにより、郷土への関心を深め、感謝の気持ちを育む。

○家庭、地域との連携強化による地域に根ざした食育の展開

・家庭との連携を密にし、食育に関する学習機会の充実と、保護者への正しい知識の普及や意識啓発を行い、家庭において望ましい食習慣の形成が図られるよう働きかける。

・生産者等、地域の「食」の専門家の支援・協力を得た食育の取組を実施するとともに、農作物栽培や調理等の体験活動に取り組む。

・市町村や保育所、幼稚園等と連携して、共通認識のもとに食育を進める。

・PTA等が主導する「早寝早起き朝ごはん」運動と連携して、「子どもの生活リズムの向上」を推進する。

少年期(6～18歳)

主として学校という集団の中で、身体面の成長と精神面での発達を通じて自我が形成される時期であり、親の価値観を伝える時期でもあります。

精神的に大きく成長がみられるこの時期は、個が確立する時期です。

自分自身で考え、健康のための行動ができるよう、知識や能力を身につけることが重要です。

○早寝、早起き、朝食をしっかりと食べ、適度な運動を行うなど、正しい生活リズムを確立することが必要です。

○家族そろっての食事で、コミュニケーションを大切にすることが必要です。

○学校や地域での食育の機会に、積極的に参加することが必要です。

小学生

○朝食を必ず食べる、夜遅くに食べないなど、望ましい食習慣を身につける。

○食事のマナーに気をつけて、よい食事のとり方を身につける。

○食事にかかわる機会をもち、基本的な調理技術を身につけ、食に対して関心を広げる。

中学生高校生

○部活動や塾通い等により、生活リズムが大きく変化するため、自分で適切な食事を選択できる力をつける。

○栄養バランスを考え、極端に偏らないよう「食」の自己管理能力を身につける。

○産地や添加物の表示など食の情報を見分ける知識を身につける。

【25 滋賀県】 第1期を期間延長

タイトル:まるごと“おうみ”いただきますプラン 滋賀県食育推進計画

作成者:滋賀県食育推進協議会

所管:滋賀県健康福祉部健康長寿課

期間:2007年度～2012年度(1年度延長)

●基本目標(理念)

三方よしの食育推進で未来よし

～自分よし・人よし・環境よし～

●目標値の一部

朝食を欠食する県民の割合

小学5年生 3.8%→0% 中学2年生 9.2%→3%

学校給食における地場産物を使用する割合

(食材数ベース)15.5%→25%

農業体験を実施している 小学校 181校→全小学校

●子ども、学校、学校給食関係記述

1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進

(2)学校、保育所等における食育推進

子どもの食生活をめぐる課題が大きく取り上げられている中で、学校、保育所等は子どもの健全な食習慣の育成に重要な役割を果たしています。栽培活動や食に関する様々な体験、給食の時間における楽しい食事や給食当番活動などを通して、子ども同士や、教職員、保育士等と子どもたちが心を通わせることにより、豊かな心や望ましい人間関係を築き、地域の食文化に触れ、郷土への関心を深められるようにします。

[具体的取組]

①食育推進体制の整備

各学校においては、食育推進体制を確立し、学校長のリーダーシップのもとに関係教職員が連携・協力しながら組織的な取り組みをすすめます。

家庭や地域との連携が重要であることから、栄養教諭等が中核となり積極的に関係機関や団体、ボランティアと連携・協力し、様々な取り組みを行います。

②食に関する指導の充実

各学校では、食に関する指導の全体計画を策定し、学校教育活動全体の中で体系的、継続的に食に関する指導を行います。さらに、家庭に対する効果的な啓発活動や情報発信を行うことにより、家庭において健全な食習慣の定着が図られるよう働きかけるとともに、PTAや地域等と連携した取り組みをすすめます。

また、関係教職員を対象にした研修会を通して、食育の重要性・必要性の理解促進をするとともに、指導内容の充実を図ります。

③学校における「食育の日」の取組推進

毎月一回の「食育の日」を、地域・学校の特色や実態にあわせて各学校で実施します。月ごとの食育の日の目標にそって、食に関する指導を工夫して実施するとともに、児童会・生徒会による発表や情報発信、伝統的な食文

化に触れる機会の提供や地域生産者等との交流の場になるように取り組みます。

④地場産物を取り入れた学校給食の実施

身近にとれる地場産物を学校給食に使用することで、学校給食を「生きた教材」として活用し、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、農業等について理解を深め、生産者への感謝の気持ちを持てるようにします。

また、各地域の地場産物の調達・納入方法については、関係機関が中心となって連携体制を整えます。

⑤体験活動の推進

学校内外で取り組まれている農林漁業体験活動を、食に関する指導と関連させて効果的に活用していきます。特に小学校においては、農業体験やフローティングスクールの食育タイム等、様々な機会をとらえた体験活動や調理実習を通して食育を推進します。

⑥保育所での食育推進

保育所において、「保育所における食育に関する指針」を参考に、保育計画と連動した「食育の計画」が策定され、保育所全職員が食育に対する理解を深め、組織的な活動が展開されるようすすめます。

また、保育所から家庭への通信、保護者参加による調理実践、食に関する行事など、保育所と家庭・地域が連携・協力した食育の取り組みが推進されるよう努めます。

4. 体験を通じた感動と共感をよぶ食育の推進

(1) 地域、学校、保育所等での体験活動の推進

食に関する関心や理解を深めるためには、農林水産物の生産加工に関する体験の機会を推進することが重要です。体験の場が豊富にあるという本県の特性をいかして、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動を体験できる場を設け、よりよい食を選択する能力を身につけられるよう支援します。

[具体的取組]

①子どもを対象とした体験活動の推進

学校や保育所等において、食に関する様々な体験活動が展開されるよう、関係機関に働きかけます。

特に小学生に対しては、農林水産業などへの興味や関心を高め、生命や食べ物大切さを学ぶことを目的に、体験学習の機会を提供します。日頃、農林水産業に触れる機会が少ない子どもが多いことから、一連の農林水産業体験や加工・調理・試食等を通じ、命を育む食べ物大切さや農林水産業の役割等についての子どもの理解を促進します。

②子どもや保護者、大人を対象にした調理体験活動の実施

調理する姿を見たり、食材に触れたりすることは食への関心を育むとともに、健全な食生活を送るために不可欠です。その基礎を培うために、自分で料理を作ったり準備をすることにより、望ましい食生活を考える機会となり、食をめぐる様々な事柄への興味・関心を引き出せるようになります。

学校、保育所等の役割

学校、保育所等ではこの時期の食育の必要性・重要性を認識し、食育推進体制を整備するとともに、関係職員の意識や資質の向上、食に関する指導の充実に努めます。また、生きた教材である学校給食に地場産物を活用しながら、栄養教諭等が家庭や地域と連携し、食生活と健康との関わりや食事のマナー、さらに食への感謝の気持ちを育てていきます。

さらに、子どもの発達段階に応じて、農林漁業体験や栽培活動等様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育てます。

学校給食ニュース 147号

発行:学校給食ニュース

編集:学校給食ニュース編集事務局

会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み年10回)

〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15

第2五月ビル2階 大地を守る会気付

全国学校給食を考える会

お問い合わせは...全国学校給食を考える会

電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590

E-mail kyushoku@member.daichi.or.jp (購読・会費等)

E-mail desk@gakkyu-news.net(内容・投稿等)

学校給食ニュース発行団体

全日本自治団体労働組合・現業局

千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

日本教職員組合・生活局

千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

日本消費者連盟

新宿区西早稲田1-9-19-207(電話03-5155-4765)

全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

おたより

西から東から・北から南から...

皆さんの質問や意見、そして皆さんによる回答で続いていくコーナーです。学習会や全国集会での意見交換がここでもできたら、と願います。感想・意見・質問・案内・報告・お知らせ・ご挨拶・地域の出来事・地域の給食事情・民間委託状況等なんでも結構です、お寄せください。ここに掲載された「ほしい情報」「困っている」「どう思いますか?」に対して、協力できる人はご意見ください。市民の方々の素朴な疑問も歓迎です。それぞれの地域で「こんな給食にしたい」に少しでも近づくように、皆さんの知恵と経験を役立てあう場を作っていきたいと思います。送り方などは「情報シート」をお使いください。

東京より

10月13日、「さようなら原発1000万人アクション」の集会とパレードに参加しました。報告と感想です。

事務局:前川隆文:日比谷公園野外音楽堂には、6500人がつめかけ、席は全部埋まり、通路は立っている人であふれていました。オープニングはYaeさんのコンサート。鎌田慧さん、大江健三郎さんのお話しに加えて、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」の森園かずえさんからは切実な福島の今の姿が報告されました。10月15日現在、署名は812万5,575人分が集まっており、1000万人をめざして今後も活動が続けられます。

元保護者:荒木規子:7月16日の「さようなら原発 10万人集会in代々木公園」から3か月後のデモ。東電前の物々しい警備と終了間際に見上げた空の豪華すぎるいわし雲の不気味さに驚いたけれど、スカッと晴れわたり歩いても汗は流れず、とても気持ちの良い半日だった。心残り、事故後早々に脱原発宣言された城南信用金庫理事長・吉原毅さんのお話を聞き逃したこと。

私は沿道の人たちや建物の窓からこちらを眺めている人たちにアピールするのが好きだ。多くの人は困ったようにゆっくり目をそらす。もちろん、自分から手を振ってくれる人、こちらが振る手に応えて高いビルの窓から手を振りかえしてくれる人もいます。暖かな反応はとってうれしいから、賛同できるデモに出会った時は自分もそうしよう。信号で止まってしまうのも大いなるチャンス! タクシーの運転手さんにもお客さんにもトラックの運転手さんにも観光バスの皆さんにも、大きく何度もメッセージカードを振り、手を振る。全員が真っ黒にビシッと決めた素敵なお外人さんたちが車の中から、控えめながら上品に手を振りかえ

してくれた。そうだね、もはやこれは世界の脱原発運動なんだから。(※今回のデモから英文のメッセージも書き添えた)

「明日はちょっとデモに行くわ」「おう、気をつけて」。日常の会話に近くなっているのは結構かなしい。学んでも学んでも、行きつくところは想像を絶する人たちの存在だ。各界のお爺さまたち、これからの世界に生きていくのは若い人たちのみだから、これからのことはこれからの人たちに決めさせてあげたいのだけど…。2011年あの日以降、赤ちゃん誕生の知らせをもらうと、まず、「ありがとう」と答えてしまう。できることをこつこつ面白がって続けていこう。

そこで、「全国学校給食を考える会」の幟を作ろうという話が出ています。組織に属していない人、保護者の方々が参加しやすくなるのではないかしら。旗を見つけたらご参集ください!一緒に歩きましょう。



秋田県大潟村の米農家・黒瀬農舎の黒瀬正さん(提携米研究会共同代表)と、我らが会長・五十嵐さんと。

情報シート

地域の課題や実践例、ニュースへの感想やご意見もお願いします。写真などはデータや実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他()です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。